

「ふたばBLSフェスタ2009」受講者募集

心肺蘇生法やAED等の救命手当を普及することを目的に、一般住民や各事業所等の従業員、自主防災組織の構成員等200名を対象に「救える命を救いたい。愛する家族を守りたい。」と題し、普救救命講習を主事業とする「ふたばBLSフェスタ2009」を後記のとおり実施いたします。

日時

平成21年9月9日(水)
午後1時から4時30分
(受付開始 正午から)

講習会場

大熊町総合スポーツセンター
(メインアリーナ)

対象者数

一般住民200名
(一般住民、町村職員、消防団、
婦人消防隊、各企業等)

講習内容

医師による講演・救急救命士による講義・心肺蘇生法の実技、AEDの実技・使用方法

申込期間

平成21年
7月1日(水)～8月21日(金)

申込先

別紙申込書にて、後記の②、③にFAXによりお申し込みください。

お問い合わせ

①消防本部消防係

☎0240-35-2119
☎0240-35-3520

②浪江消防署救急係

☎0240-34-4111
☎0240-34-7010

③富岡消防署救急係

☎0240-22-2119
☎0240-22-2244

その他

- ◆参加費 無料
- ◆服装 動きやすい服装
- ◆携行品 筆記用具・運動靴

河川への油の流出防止にご協力を

最近、双葉町と浪江町の河川で油の流出(水質事故)が発生しました。

ひとたび水質事故が発生すると、水道用水や農業用水の取水を停止しなければならず、社会的に大きな影響を与え、魚類などの生物にも重大な影響を与えます。



富岡消防署からのお知らせです!

富岡消防署

6月にその他火災1件、7月に入り立て続けに4件の建物火災が発生いたしました。7月15日現在で、昨年1年間の管内火災件数の16件を上回り21件発生しています。



※注 管内の写真ではありません

引き続き不審火にご注意を!

双葉郡内で不審火と思われる火災が多発しております。人通りの少ない場所や夜間にねらわれます。家の周りに燃えやすいものを置かないように、常に目配り気配りのご配慮をお願いします。

- 自助** 自分自身の尊い命、財産を守る。
- 共助** 隣近所の協力体制を築きお互いの尊い命、財産を守る。
- 公助** 住民の生命財産を守る手助けをする。

皆様が日常生活で火災や事故に遭遇しても応急的に対応できるよう、防火セミナーや救急講習を実施しております。お気軽にご相談ください。

花火による火事を防ごう!



夏の風物詩の一つとして、おもちゃ花火で遊んだ楽しい思い出を皆さんもお持ちかと思います。

おもちゃ花火は、技術の向上とともに、炎の色や吹き出し方などの変化に富み、その取り扱いも年々多様化しています。

しかし、「おもちゃ」といっても原料は火薬であり危険が伴います。毎年誤った取り扱いによる事故が絶えません。花火による事故をなくすために、種類や火薬量に応じて作られた「使用上の説明書」をよく読んで正しく取り扱いましょう。

花火による火災を防ぐ10のポイント

- 花火に書いてある注意事項をよく読んで必ず守る。
- 花火を人や家に向けたり、燃えやすいもののある場所で使用しない。
- 風の強いときは、花火で遊ばない。
- 必ず水の入ったバケツを用意する。
- 遊び終わった花火は、必ずバケツの水につけて、残り火を完全に消す。
- 子供達だけでなく、大人と一緒に遊ぶ。
- 一度にたくさんの花火に火をつけないようにする。
- 正しい位置に、正しい方法で点火する。
- 吹き出し、打ち上げ等の筒もの花火は、途中で火が消えても筒をのぞかない。
- 花火をほぐして遊ぶことは絶対にしない。

住宅用火災警報器の早期設置

一般住宅の寝室等に住宅用火災警報器を平成23年5月31日までに設置することが定められています。皆さんの家族を火災から守るために早期設置に努めてください。また、不適正な訪問販売に注意してください。

平成23年5月31日まで
残り703日
(平成21年8月1日現在)

■お問い合わせ先 富岡消防署 ☎22-2119 榎葉分署 ☎25-2119 川内出張所 ☎38-2119

場所

本学院

(双葉町大字長塚字谷沢町31番地)

内容

血圧測定、患者さんの手を洗う方法、新生児のお風呂の入れ方、進路相談、学院の案内等

☎0240-33-2990

平社会保険事務所

国民年金の保険料を免除する制度があります

平成21年度(平成21年7月分)

平成22年6月分)の免除申請受付が7月から始まっています。申請される方はお早めに手続きをしてください。

①申請免除制度

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額免除または半額納付などの一部納付(一部免除)となります。

保険料免除が承認された期間には、将来の老齢基礎年金額の計算のときに国庫負担に相当する額が算入されます。また、万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にも算入されます。一部納付(一部免除)が承認された方は、

れた方は、一部納付額を納めずに年を経過すると一部免除も無効(未納と同じ)になりますので、必ず納付してください。

◆平成21年度 一月の納付額等

	納付額	免除される額	※参考 年金額の計算 (全額納付した場合との比較)
全額免除	0円	14,660円	8分の4 6分の2
1/4納付 (3/4免除)	3,670円	10,990円	8分の5 6分の3
1/2納付 (半額免除)	7,330円	7,330円	8分の6 6分の4
3/4納付 (1/4免除)	11,000円	3,660円	8分の7 6分の5

*平成21年3月までは下段

②若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人、配偶者、前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

本人が学生であるときに限って利用できる制度で、本人の前年所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年所得にかかわらず保険料の納付が猶予されます。保険料の納付猶予が承認された期間は、老齢基礎年金には算入されませんが、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給するための資格期間には算入されます。

納付が免除・猶予された保険料の追納のおすすめ

将来受け取る年金額が少なくならないように、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納付することができるよう追納制度があります。免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料額に経過した期間に応じて加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

免除等には、退職(失業)の特例があります。免除等は、原則として本人、世帯主、配偶者の前年所得で審査されますが、これらの方の中で申請する年度または前年度に退職した方は、雇用保険の受給資格者証や離職票等の公的機関の証明を添付していただくことで、その方の所得審査が不要となります。

※免除等の申請窓口は、社会保険事務所、お住まいの町村役場や市区役所の国民年金担当窓口です。

☎0246-23-5616

平社会保険事務所
社会保険庁のホームページ
<http://www.sia.go.jp/>